

新宿区子ども・子育て会議 傍聴券

年月日

会 場

氏 名

住 所

【抜粋】新宿区子ども・子育て会議運営要綱

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、会議室にあるときは、静粛を旨とし、かつ、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）委員の言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- （2）議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げないこと。
- （3）みだりに席を離れないこと。
- （4）撮影、録音それに類する行為を行わないこと。
- （5）携帯電話は、電源を切ること。
- （6）パーソナルコンピューター等情報通信機器は使用しないこと。
- （7）飲食又は喫煙をしないこと。
- （8）その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

※ この券は当日に限り有効です。

※ 傍聴券は退室時（傍聴終了時）に回収いたします。